

県立学校施設における購買部営業及び自動販売機設置に係る県有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和7年1月9日

奈良県知事 山下 真

## 第1 入札に付する事項

### 1 件名

県立学校施設における購買部営業及び自動販売機設置に係る県有財産の貸付

### 2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

### 3 貸付物件

奈良県立奈良高等学校（奈良市朱雀2-11）

※ 詳細については別添仕様書のとおり

ア 落札者は、貸付期間中、継続的に購買部の営業及び自動販売機の設置をしなければなりません。

イ 購買部の取扱品目は、学校指定物品（校章、学年章、トレーニングシャツ、トレーニングパンツ、上履き等）、文房具類、日用品、食品（弁当、パン・サンドイッチ等）等とします。詳細は仕様書を確認してください。

ウ 自動販売機の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の飲料等とし、酒類・たばこの販売を行わないでください。詳細は仕様書を確認してください。

エ 事前に各自で購買部営業及び自動販売機設置場所の確認を行ってください（学校訪問時は事前予約が必要ですので、現場確認を希望される場合は、奈良県教育委員会事務局学校支援課施設管理係まで連絡してください）。購買部営業については事業者が想定する購買部の営業形態に支障がないことを確認してください。自動販売機設置については、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障がないことを確認してください。

オ 貸付期間の更新は、行いません。

カ 最低貸付料を予定価格とします。

## 第2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

1 施行令第167条の4の規定に該当しない者

2 当該入札にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者

3 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者

ア 奈良県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件

- の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 奈良県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が奈良県と契約を締結すること又は奈良県との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて奈良県との契約を履行しなかった者
- カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、アからクまでのいずれかに該当しない者
- ア 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
- イ 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
- ※ 役員等とは、「法人にあつては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう
- ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
- エ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
- ク 役員等が、前記4に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- 6 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加

停止措置を受けていない者

- 7 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
- 8 購買部の営業及び自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有する者
- 9 奈良県税の滞納がない者

### 第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間並びに配布場所

#### 1 配布期間

令和7年1月9日(木)から同年1月23日(木)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### 2 配布場所

奈良県教育委員会事務局学校支援課

(奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階)

※奈良県教育委員会事務局学校支援課ホームページ内に掲載しています。

### 第4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局学校支援課

電話0742-27-9824

### 第5 入札参加申込みの方法

- 1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格のある者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、郵送により申し込むこと。

#### (1) 送付先

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 施設管理係

#### (2) 受付期間

令和7年1月9日(木)から同年1月23日(木)午後5時までに到着したものに限り、受け付けます。

#### (3) 郵送方法

書留郵便に限ります。

- 2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。
- 3 入札参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

第6 入札説明及び現地説明は、行いません。

## 第7 入札の方法

### 1 入札は、郵送に限ります。

#### (1) 送付先

〒630-8502 奈良市登大路町30番地  
奈良県教育委員会事務局 学校支援課 施設管理係

#### (2) 提出期間

令和7年2月7日(金)から同年2月27日(木)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

#### (3) 郵送方法

書留郵便に限ります。

2 入札金額については、建物部分及び土地部分の合計額(建物部分については、第1の2の貸付期間中の貸付料の総額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額とします。)、土地部分については消費税及び地方消費税を加算しない金額とし、これらの合計額)をもって落札価格としますので、入札書には、様式に従い、入札額及び入札額内訳を記入してください。

3 入札書は、1通のみとし、再度の入札は行いません。

## 第8 開札の日及び場所

### 1 開札の日

令和7年2月28日(金) 午前9時00分開札

※ 開札時の立会を希望する場合は、所定の開札時刻の5分前までに開札場所にお越しください。開札時刻に遅れた場合は、入室することはできません。立会者の入室は1名とし、開札時間中の途中退出は認めますが、再度の入室は一切認めません。

### 2 開札の場所

奈良県教育委員会事務局教育委員室  
(奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階)

## 第9 入札保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条の規定によります。

## 第10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- 2 虚偽の申請を行った者のした入札
- 3 一般競争入札実施要領に違反した入札

#### 第 11 落札者の決定方法

入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### 第 12 契約書の作成の要否等

- 1 契約書の作成の要否

要します。

- 2 契約保証金

奈良県契約規則（昭和 39 年奈良県規則第 14 号）第 19 条に定めるところによります。

- 3 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とします。

- 4 貸付料の支払い方法

契約の相手方は、契約締結後、県が発行する納入通知書により納期限までに年度毎に当該年度の貸付料を納付しなければなりません。

#### 第 13 その他

詳細は、一般競争入札実施要領によります。